

## 湘南ヘルスイノベーションパークの環境保全に関する連絡会運営要領

本要領は、湘南ヘルスイノベーションパーク（以下「湘南アイパーク」という。）の環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）覚書第3条に基づく連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

第1条 鎌倉市及びアイパークインスティテュート株式会社（以下「iPi」という。）及び三井住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」という。）は、湘南アイパークの運営について、地域住民との相互理解を推進し、交流や意見交換を行うために環境保全に関する連絡会を設置する。

第2条 連絡会の構成は次のとおりとする。

- (1) 住民：湘南アイパークから概ね300mの範囲にある、別表の自治会・町内会等の中からそれぞれ推薦を受けた代表者概ね2名以内
- (2) 鎌倉市：環境保全を所管する課
- (3) 湘南アイパーク：iPi（環境保全・行政地域等関係部門）及び信託銀行

第3条 連絡会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 定例的な会議は鎌倉市とiPi及び信託銀行が協議して年1回開催する。
- (2) その他、構成員からの要請があった場合は、随時開催できるものとする。

第4条 連絡会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 湘南アイパークからの連絡・報告
- (2) 第2条第1項の住民からの提案・質問
- (3) 鎌倉市からの提案・質問（前項以外の市民からの質問・提案を含む）

第5条 連絡会の庶務と進行は、鎌倉市の環境保全を所管する課が行う。

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

### 付 則

この要領は、平成23年4月16日から実施する。

付 則（平成30年12月14日決裁）

この要領は、決裁日から実施する。

付 則（令和4年7月21日決裁）

この要領は、決裁日から実施する。

付 則（令和5年4月20日決裁）

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和6年6月28日決裁）  
この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

植木町内会
四季の杜自治会
鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会・管理組合
鎌倉ロジュマン自治会・管理組合
鎌倉グランマークス管理組合
レックスガーデン鎌倉岡本自治会・管理組合
ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会・管理組合